

議案第10号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の額 48,704,736円

2 賠償相手方

東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビル

NECネクサソリューションズ株式会社 公共ソリューション統括部

総括部長 奥山裕貴

3 事案の概要

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、標準化基準に適合した基幹システムを新たに導入することから、現行の基幹システム運用業務委託契約（令和3年1月4日から令和8年12月31日までの契約）を契約期間満了前に解約するため、システム構築費用の残額を一括で支払う必要が生じた。

令和7年9月1日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

第2期基幹システム運用業務委託契約の契約期間満了前の解約について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事案に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。